

衆議院議員総選挙 及び最高裁判所裁判官国民審査

公示日 8月18日(火) 投票日 8月30日(日)

投票時間 午前7時から午後8時まで

衆議院議員総選挙が8月30日に執行される予定です。選挙は、有権者の声を直接国政に反映することができる大切な機会です。あなたの一票がこれからの日本の政治を決めることとなります。安易に棄権せず、投票に出かけましょう。

選挙権と名簿登録

●投票できる人

平成元年8月31日までに生まれ、平成21年5月17日(告示日の3か月前)までに甲賀市で住民票が作成された人、または転入届をした人で、引き続き3か月以上住民基本台帳に記録され、甲賀市の選挙人名簿に登録されている人です。

●他の市町村から転入した人

平成21年5月18日以降に他市町村から甲賀市に転入した人で、前住所地の選挙人名簿に登録されている人は、今回の選挙は前住所地の市町村での投票となります。登録されているかどうか、前住所地の選挙管理委員会にお確かめのうえ投票してください。

●他の市町村へ転出する人

現在、甲賀市の選挙人名簿に登録されている人が、他の市町村へ転出する場合、今回の選挙は甲賀市での投票となります。

投票の種類は3種類

投票は衆議院議員の小選挙区選挙、比例代表選挙および最高裁判所裁判官国民審査の3種類あります。

選挙名	用紙の色	投票方法
小選挙区選挙	桃色	候補者の氏名を記入してください。
比例代表選挙	浅黄色	政党の名称(略称)を記入してください。
最高裁判所 裁判官国民審査	白色	やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書いてください。 やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。

投票所は入場券でご確認ください

ご自宅に郵送します投票入場券に投票所の名称と略図を記載していますので、ご参考にしてください。なお、場所などが不明の場合は、選挙管理委員会までお問い合わせください。

当日投票に行けない方は期日前投票を

下記のとおり期日前投票を行いますので、投票当日、業務や旅行などで投票に行けない方は、ご利用ください。(どの場所でも投票をすることができます。)

【期間】8月19日(水)から29日(土)まで 【時間】午前8時30分から午後8時まで

【場所】市役所 水口庁舎 3階第2・3会議室

※最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は8月23日(日)から始まりますのでご注意ください。

次の支所などでも期日前投票ができますが、投票のできる期間が水口庁舎とは異なりますのでお間違えのないようご注意ください。

【期間】8月22日(土)から29日(土)まで 【時間】午前8時30分から午後8時まで
【場所】市役所 土山支所 1階玄関横スペース ☎ 66-1102 市役所 甲南庁舎 1階 ミーティングスペース ☎ 86-8010
市役所 甲賀支所 1階第3相談室 ☎ 88-4102 市役所 信楽支所 1階玄関横スペース ☎ 82-8060

【持参品】お手元に届いていれば、入場券をご持参ください。

不在者投票もできます

名簿登録地以外の市町村に滞在する方や病院、老人ホームなどに入院・入所されている方は、不在者投票ができます。投票期間および不在者投票ができる方については、期日前投票と同じです。

(1)選挙人名簿登録地以外の市町村の選挙管理委員会において投票する場合

自分が選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、直接または郵便等によって、投票用紙および投票用封筒を請求します。そして、交付された投票用紙等を持って、必ず近くの選挙管理委員会に出向いてください。そこで、不在者投票をしようとする市町村の選挙管理委員会に交付された投票用紙等を提示し、投票記載所において記載した投票用紙を投票用封筒に入れて投票すれば終了です。

(2)指定病院等において投票する場合

都道府県選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設等に入院または入所している方は、その施設内で投票できます。できる日時や詳細については、施設でご確認ください。

詳細については、下記の甲賀市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

郵便による不在者投票

次に該当する方は、郵便により自宅で不在者投票することができます。

(1)身体障害者で、身体障害者手帳に両下肢等の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者

身体障害者手帳に心臓、腎臓等の障害の程度が1級又は3級である者として記載されている者
身体障害者手帳に免疫の障害の程度が1級から3級までである者として記載されている者

(2)戦傷病者で、戦傷病者手帳に両下肢等の障害の程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている者

戦傷病者手帳に心臓、腎臓等の障害の程度が特別項症から第3項症までである者として記載されている者

(3)介護保険法の要介護者で、要介護状態区分が要介護度5である者として記載されている者

ただし、郵便により投票しようとする場合は、事前に登録する必要があり、また、この登録に時間を要することから、できるだけ早めに下記の選挙管理委員会まで、お問い合わせください。

※郵便による投票は、申請をされた登録者ができる制度ですので、登録されていない方は、上記の事由に該当しても郵便による投票をすることはできません。

●請求期限 8月26日(水)

選挙公報を送付します

各候補者の政見を掲載した「選挙公報」を市内の全世帯に送付します。候補者を選定するときの参考にしてください。

8月23日(日)に発送しますが、届くまで2~3日かかる場合があります。

投票には入場整理券をご持参ください

入場整理券は、世帯ごとに取りまとめ封筒で郵送します。8月18日(火)に発送しますが、届くまでに2~3日かかる場合があります。入場整理券がなくても、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

問い合わせ 甲賀市選挙管理委員会 ☎ 65-0667 ☎ 63-4554